

小学校運動部活動の

社会体育移行に向けて



移行に向けた取り組み

○「小学校における運動部活動の社会体育移行に関する検討委員会」を設置 体育協会、小学校の校長や運動部指導者、PTAや社会体育クラブの代表者など15人で構成す

る検討委員会を立ち上げ、これまで2月と7月の2回の検討委員会を開催し、話し合いを行っています。今後も移行に向けたさまざまな課題の検討を行います。

○小学校区検討委員会の設置

市内の各小学校区ごとに検討委員会を設置して、学校ごとの実情に応じた社会体育移行のあり方について検討を行っていきます。

○市内にある学生を対象とした社会体育クラブの調査

6月に行った第1次調査の結果、現在市内には100を超えるスポーツクラブがあることがわかりました。種目はさまざまですが、全ての地区において、すでに社会体育として活動が行われています。



○近隣県の小学生のスポーツ活動の現状把握

社会体育で活動するうえでの課題などについて鹿児島県長島町や長崎県島原市など、現在9市町で現状把握を行っています。この市町では、地域の皆さんや保護者が指導者となってスポーツ少年団などで活動しています。

検討委員会の状況 (小学校における運動部活動の社会体育移行に関する検討委員会)

○各委員の意見

- ●少子・高齢化が進むにつれ、指導者の確保やチームの存続があやぶまれる地域がある。
- ●活動時間や場所が変わると、移動などに保護者がどう協力していけばいいのか。
- ●競技性を求める児童はすでにスポーツクラブで活動している。それよりも、児童がスポーツに 親しめる環境を地域の格差なく整備することが大切だと思う。 などたくさんの意見をいただきました。

○市教育委員会の考え

児童が身近な地域でスポーツに親しめる環境の整備 に向けて、地域や学校・関係諸機関との連携を図りな がら個々の地域ごとに検討し、対応していくことが大 切だと考えています。

また、小学校においては社会体育へ移行した後も、 教育活動の中で児童の体力向上を図るため、よりいっ そう学校体育を充実する必要があると考えています。



▲検討委員会のようす

【問い合わせ先】本庁・学校教育課(五和農業情報センター内) ☎39002

社会体育とは、地域社会等で行う体育活動で各競技団体やスポーツクラブなどで行う活動です。 県教育委員会では、平成31年4月から小学校の運動部活動を社会体育へ移行する方針を定めま した。これにあわせて、本市でも社会体育への移行に向けて検討を行っています。

今号では、市の基本方針や移行に向けた取り組みについてご紹介します。

社会体育に移行する必要性

県では、これまで小学生のスポーツ活動は小学校の部活動が担ってきました。しかし、児童数の減少やニーズの多様化に伴い、部活動では対応が難しい状況になっています。本来小学生が行うべき「スポーツの楽しさを知る」活動を、それぞれの児童や保護者のニーズに応じて行うためには、社会体育として活動することが望ましいとの考えから移行することにしました。

これまでの課

- ①児童が少なくなり、学校単位では部活動の存続が難しい地域があります。
- ②高い目標を掲げて取り組むあまり、夜間練習や県外遠征など部活動の枠を超えて活動している事例もあります。向上心を持って取り組むことは大切ですが、そこまで望まない児童や保護者があることも事実で、ニーズが多様化しています。
- ③全国的にみても小学生のスポーツ活動は、各地域で総合型スポーツクラブやスポーツ 少年団などの社会体育として行われており、現在小学校に運動部活動があるのは熊本 県と青森県の2県のみです。青森県も社会体育への移行を進めています。

移行に向けた市の基本方針

これまでの部活動で大きな課題となってきたニーズの多様化への対応として、これからは児童や保護者がそれぞれの意思や希望によってスポーツ活動を選択する時代になってくると思われます。これをふまえて、次の2本柱で進めていきます。



●地域の社会体育クラブの設立

身近な地域や学校で活動し、スポーツの 楽しさを味わえる社会体育クラブの設立を 検討しています。

- 児童の発育発達段階を考慮して、適切な 活動を推進する。
- ●地域の教育力・地域人材を活用する。
- ●保護者の経済的な負担を可能な限り抑える。

2競技団体社会体育クラブの設立

各競技団体に対し、児童や保護者のニーズに応じたクラブチームの設立や既存チームへの受け入れについて協力を呼びかけていきます。

●各競技団体が競技普及のために立ち上げている社会体育クラブで、各団体の活動方針のもと児童や保護者の承諾のうえ活動する。

3 │ 市政だより天草 No.250 2016.9.1 **| 2**